

平成27年第3回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成27年9月7日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教 育	長	杉山	英彦君
総 務 課	長	高野	光司君
企 画 財 政 課	長	清水	一男君
税 務 課	長	石川	篤君
住 民 課	長	井原	有一君
福 祉 課	長	石塚	稔君
保健福祉センター	所長	秋山	幸子君
環 境 対 策 課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務	長	大野	敏明君
経 済 課	長	大越	直樹君
都 市 建 設 課	長	鬼澤	俊一君
会 計 課	長	菅田	哲夫君
学 校 教 育 課	長	岩戸	友広君
生 涯 学 習 課	長	坂田	重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書  
書

記  
記

宮 本 正 裕  
飯 田 江 理 子

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成27年9月7日（月曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、9番今井利和議員。

〔9番今井利和君登壇〕

○9番（今井利和君） 1番通告、9番今井が質問させていただきます。

高齢者、障害者の介護予防、ボランティア活動についてお聞きします。

我が国の総人口は平成23年10月1日現在1億2,780万人、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人で、総人口に占める割合（高齢化率）も23.3%となり、高齢者人口（65歳から74歳人口）の総合人口に占める割合は11.8%、75歳以上人口は11.5%になり、平成23年は75歳以上の人口が大きく増加している一方で、65歳から74歳人口が減少している平成25年には、高齢化率が25.1%で4人に1人となり、47年に33.4%で3人に1人となります。54年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、72年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

現利根町の高齢者は6,341人。高齢者の健康状態を見ると、高齢者の半数近くが何らかの自覚症状を訴え日常生活に影響がある人は5分の1程度。また、家族の介護のため離職、

転職する人がふえている中、健康づくりの重要な要素は、国民の身体活動、運動に対する意識を高め、運動習慣を持つ人の割合を増加させるとともに、その環境づくりが必要です。適度な運動、適切な食生活、社会参加を実施している人は、いずれも実施していない人に比べて死亡率が約2分の1になることがわかっています。

そこで、利根町保健福祉センターの事業について、何点かお聞きします。

利根町保健福祉センターでは、元気な高齢者のための教室として、ふれあい広場（閉じこもり予防のためのおしゃべり、軽体操、口腔体操）、生き生き音楽くらぶ（音楽療法士によるもの忘れ予防のための音楽療法）。介護予防の教室として各機能の改善が必要な方には、キラリ脳音楽くらぶ（もの忘れ予防）、健脚くらぶ（運動機能向上）、元気アップ教室（運動機能向上、これは10月から3月の予定です）、かむカム栄養塾（低栄養改善、口腔機能向上、これは10月から6月の予定です）。障害をお持ちの方のための教室として、理学療法（日常生活の中で継続的に自主訓練ができるように）、レクリエーションくらぶ（指先を使った工作、絵画、調理など）。ボランティアさんが運営する教室では、フリフリ地区運動集会で、会場はすこやか交流センター、利根町公民館、生涯学習センターで各地区とも三、四十名の参加者が活動しています。シルバーリハビリ体操では、保健福祉センター、国保診療所、すこやか交流センター、その他の会場でやっております。サンルームとねでは歌声喫茶「カンナ」、編み物「ゆうの会」、手工芸「すずらんの会」、歌とハーモニカ「ビバーチェ」、その他の会場では健康麻雀等が行われて楽しんでいます。

高齢者自身が社会における役割を見出し、生きがいを持って積極的に社会に参加できるように、毎日、毎日、施設にボランティアの方々が訪れて、各行動の手伝いや、歌やゲームなど特技を行かした利用者との交流、話し相手、情報交換などを行っており、利用者にとってよい刺激となっていると聞いております。

健康体を維持していくためには、フリフリ運動、シルバーリハビリ体操等の健康体操を進めなければなりません。健康体操等の指導者の養成についてお聞きします。

一つ、フリフリ運動、シルバーリハビリ体操の指導者の養成、増員についての考えは。また、理学療法士、音楽療法士による受講時間の増加についての考えをお聞きします。

次に、健康マージャン（指先の運動、頭の体操による健康体維持）は約40名から60名の参加者が楽しんでいます。歌声喫茶では毎回、毎回100名以上の方が参加しています。私は昔の「ACB（アシベ）」音楽喫茶に通ったときのことを思い出してしまいます。

ボランティアさんが運営する教室では、参加者の保険が気になります。一人一人の受講者の保険はどのようになっているのか（公共施設、自治会館その他の施設を利用した場合を含む）お尋ねします。

次に、保健福祉センターの事業では多くの参加者がいます。足に不安な方など交通困難な方がいます。福ちゃん号にはありがたいと感じている人が大勢います。また、福ちゃん号に朝、乗車できなかった人もいたと聞いております。より不便になったとの声も聞いて

おります。また、便利になったとの声もあります。

右、左回り、各1時間の所要時間ですが、それを短縮のために、2台の車で右回り30分所要時間を費やし、左回り30分の便を提案します。朝2台の車でということですがお聞きします。朝の1便だけでも増車の考えはありますか、お聞きします。

次に、日本人はお風呂が大好きな民族です。保健福祉センターを利用している方々は、お風呂に入ることを大変楽しみにしていますが、浴槽が一つになり、洗い場の給湯の蛇口も1カ所で、午前と午後で男女に別れ一人ずつ入浴している状態です。

浴室での安否確認のためにも、せめて洗い場に蛇口をもっとふやし数人で入浴できたら、高齢者のお互いの安全のためにも役立つと思うがいかがですか、お聞きします。浴室での蛇口の増設について、これは浴槽にお湯を注ぐとシャワーのお湯が出なくなるということです。

これで1回目の一般質問を終わります。あとは自席でします。

○議長（井原正光君） 今井利和議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、今井議員のご質問にお答えをいたします。

フリフリ運動、シルバーリハビリ体操の指導者の養成、増員についての考えはということでございますが、フリフリ地区運動集会につきましては、連携している筑波大学から体操講師を派遣していただいておりますので、今後も引き続き継続してまいります。

この運動集会を支えるボランティアの方々につきましては、随時募集し増員を図っております。

また、シルバーリハビリ体操指導士につきましても、毎年町が主体で呼びかけを行い、3級指導士養成講座を開催しております。2級及び1級指導士養成につきましては、経験年数と指導実績により県主催の養成講座で養成されます。町としては、体操指導士の確保と増員のため、今後も3級指導士養成講座を継続して開催していきたいと考えております。

二つ目の運動集会は、どちらもボランティアが主体となり活動が広がっているものですので、今後も町はボランティア活動の後方支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、理学療法士、音楽療法士による受講時間の増加についての考えはとのご質問でございますが、理学療法士につきましては、身体障害者や高齢者に対して、月4回の機能回復訓練を開催しております。そして、1人当たり月2回の指導を受けることができます。

この事業は、医療や介護保険及び障害者総合支援法による機能訓練の対象とならない状態の方を対象としておりますので、急激に利用者がふえるということは予想はしておりません。したがって、自主トレーニングを継続するための指導の機会として、現在の開催回数をふやすことは、今のところ考えておりません。

次に、音楽療法を用いた教室につきましては、平成8年から形を変えて継続されてきた

「もの忘れ予防」のための教室でございます。現在は対象を変えて、1回1時間の3教室を実施しております。高齢化が進む中、今後も認知症の発症及び重症化予防が重要と考えておりますので、より充実した教室を開催し継続できるように、対象や内容の見直しを今後も進めてまいります。今のところ教室自体をふやすことは考えておりません。

次に、一人一人の受講者の保険はどのようになっているかのご質問でございますが、保健福祉センターが主管している事業につきましては、入場者傷害保険により対応しております。しかし、それ以外にも同センターにはボランティアが運営する教室の参加者のほか、乳幼児を連れての方、また住民健診や健康教室の参加者など、さまざまな方々が来所しております。

保健福祉センターも含めた公共施設では、こうした来所者につきましては、施設側に問題があった場合に限りませんが、総合賠償責任保険という保険で対応しております。

次に、福ちゃん号の朝の1便だけでも増車する考えは、とのご質問でございますが、この4月から車両の小型化を図りまして、一つのコースを右回り3便、左回り3便、合わせて1日6便の運行をしておりますが、中でも始発便を利用する方が多い傾向にございます。

議員が提案されている、2台の車で右回り30分、左回り30分とのことですが、2コースありますと、これまでも場所によっては乗り継ぎをしないと目的地まで行けないという不便さがありました。これを解消するためコースを一つにした経緯がございます。

今のところは、1日1便のためだけに増車することは考えておりませんが、行事で利用者がふえる見込みのあるときには、別立ての方法で対応は現在もしております。今後、交通弱者の利便性を拡大するためにも、さらにPRを行い利用者の増加を図りまして、増車・増便につながるよう努力していきたいと考えております。

次に、浴室の蛇口の増設についてのご質問でございますが、昨今の保健福祉センターの利用状況は、以前とはさま変わりしており、現在では入浴以外の介護予防や疾病予防の講座への参加など、目的が変化し、入浴者数は年々減少しております。

洗い場の蛇口とは、恐らくシャワーのことだと考えますが、お風呂の場所は2階にあるため、水圧の関係でシャワーは1台しかつけられませんので、交代で利用していただいているところでございますが、一度に多くの利用者があるわけではございませんので、問題はないと考えております。

また、浴室は十分な広さがあり、一度に5人から6人は入れますので、こちらも問題はないと考えております。参考に1日当たりのお風呂の利用者数でございますが、26年度7.9人、前年の25年度は7.7人でございます。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） 2回目の質問をさせていただきます。

今、お風呂の件で、十分足りるということですが、お湯が1カ所しか出なくなると、片方の浴槽のほうの蛇口を使えばシャワーが出なくなるといいますので、課長は知って

いると思うのですけれども、ひとつその点、改善のほうをよろしく願います。答えはいいです。

2回目の質問のほうで、龍ヶ崎市では市運営指導の「えんがわ」サロンを開設すると聞いております。これは空き家を利用し各地区に開設するということですが、利根町では平成27年5月より毎月第3火曜日、国保診療所2階で認知症の方と家族を応援するカフェ、オレンジカフェが開設されました。町でもこのようなカフェに力をかしてくださるようお願いいたします。ぜひ協力のほどをお願いし、町長の考えを聞かせてください。

○議長（井原正光君） お聞きになるのではなくて、それはお願いするだけ、要望だけなんですか、お聞きしますか。

それでは、秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） オレンジカフェが27年5月から開催されておりますが、町でも総合事業の中でこれから、さまざまな公共施設ですとか、あるいは近くの集会所等でもこういったサロンのなものと、それから、このオレンジカフェに関しては認知症を重点として出しておりますが、そういった高齢者のサロンですとか居場所というのが、これから町ぐるみで進んでいくという方向性で考えているところだと思います。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） 最後にまとめます。

町の皆様にお願いです。利根町保健福祉センターの事業に、自分自身の趣味を生かしたボランティア活動に参加してくださるようお願いいたします。

次に移ります。次に、特定健康診査、特定保健指導についてお聞きします。

平成21年度より特定健康診査、特定保健指導が行われています。生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドロームの該当者や、その予備群を発見するための健診ですが、フリフリ運動、シルバーリハビリ体操などによって生活習慣病の発症は低くなると思われま。

健診の結果から、動機づけ支援と積極的支援の2段階に分類されています。動機づけ支援に比べて、積極的支援は生活習慣病のリスクが高い人に対して行われる支援ですが、積極的支援者の人数はということでお聞きします。積極的支援者の人数の平成24年度、25年度、26年度の増減は。また、指導はどのようにしているのかお聞きします。

町長、お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

特定保健指導における積極的支援者の人数と増減、また、指導はどのようにしているのかとのお質問でございますが、平成24年度は対象者91名、平成25年度の対象者は86人で前年度から5人の減少、平成26年度の対象者は67名で前年度から19人の減少となっております、ここ2年間減ってきております。

これも、今までに進めてきた特定保健指導の努力の結果や、各種の健康増進事業及び健康づくり推進事業などの成果があらわれていると感じているところでございます。

また、積極的支援者に対する保健指導はどのようにしているのかとのご質問でございますが、保健福祉センターが事業主体となり、主に管理栄養士が対象者と直接面接をして支援を実施しているところでございます。

具体的には、1回目に初回の個別面接による支援を行い、2回目には、2週間後に電話による支援を行います。3回目は初回面接の3カ月後に、はがきによる支援を行い、4回目には4カ月後に再度電話による支援を行い、最後に5回目として、6カ月後に最終面接による支援を行い終了となります。

このように保健指導対策を実施しながら努力することにおいて、積極的支援者の人数が平成24年度から少しずつ減少していると思っております。ということは、その成果が少しずつではありますが、あらわれていると考えております。

さらに、平成27年度からは、積極的支援者に対する保健指導において、今まで保健福祉センターの管理栄養士や保健師が担っていた積極的支援者の保健指導業務を、専門業者に外部委託し、より指導の充実を図ろうとしております。外部指導者の導入で指導方法も変わることや、夜間の電話連絡もできるようになることで、より確実に支援が行われるようになります。

この委託業務を実施したことで、保健福祉センターの管理栄養士には、今年度からは積極的支援者の予備群とも言える動機づけ支援者への保健指導に、より重点を置いた活動をお願いいたしまして、積極的支援者増加の抑制を図っていただき、今まで以上の成果が上がるよう期待をしているところでございます。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） 大変ありがたい結果が出ているようで。

次に移ります。平成30年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県と市町村の共同運営に変わるとされています。これは皆さんご存じだと思います。

厚生労働省は、医療費抑制のために、健康促進や病気予防に優れた成果を出した保険事業者に対し支援を行うとされています。これは保険者努力支援制度ということですが、成績評価の指標は糖尿病の重症化予防、これは人工透析は1人年500万円かかるそうです。二つ目にジェネリックの使用割合、これは30%から50%安価になるそうです。特定健診、メタボ健診の受診率は。次に保険料の収納率などとされていますが、利根町の国保の成績評価は優れていると思っておりますが、その点についてお聞きします。

一つ、糖尿病の重症化予防、二つ、ジェネリック使用状況は、3、特定健診の受診率、4、保険料の収納率の点についてお聞きします。

これは課長、お願いします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

利根町の状況ということでございますけれども、利根町の利用率につきましては、とりあえず県の平均率、それから、県のほうで出した順位などをご説明したいと思います。

まず後発医薬品ジェネリックの数量ベース使用割合でございますが、国民健康保険では平成27年4月現在で県の平均の利用率が36.1%のところ、利根町は41.69%の利用率で、県内第3位となっております。なお、平成26年4月は利根町の利用率は39.6%の利用率で、このときは県内1位でございました。25年4月には32.39%の利用率で県内2位という状況でございまして、利根町の利用率は県内でも上位でございまして、率も年々上昇しているところでございます。

次に、特定健康診査の受診率でございますが、国民健康保険では平成26年度は県平均で32.7%のところ、利根町は44.3%で県内5位となっております。なお、平成25年度は利根町は44.0%の受診率で同じく県内5位、24年度は42.3%の受診率で県内7位。利根町の受診率につきましても県内で上位にありまして、毎年この特定健康診査の受診率は上昇しているところでございます。

次に、保険税の収納率でございますが、国民健康保険税では現年度分と滞納繰越分を合わせたの収納率で、平成26年度は県平均が68.29%のところ、利根町は79.8%で県内8位となっております。ちなみに、平成25年度は78.1%の収納率で県内9位、平成24年度は76.4%の収納率で県内8位と、これもまた県内でも上位にありまして、率も毎年上昇しているところでございます。

次に、利根町の人工透析者数等の推移でございますけれども、国民健康保険税では平成27年4月末現在で13人でございます。昨年度の26年7月現在では12人でございました。若干この推移でいっているところでございます。

なお、人工透析の市町村ごとの割合とか県内順位の資料などはございませんので、答弁ができないことをご了承願いたいと思います。

質問の答弁は以上でございますが、我々としましても、このジェネリック使用割合、それから、特定健診の受診率、保険税の収納率などにつきましては、少しでもその率を上げることを目指して、今後とも我々職員一丸となり努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） 保険者努力支援が利根町は受けられそうですね、どうですか。なお一層の医療費抑制のために努力してくださるようお願いいたします。

次に移ります。利根町文化財保護について。

我が国には、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国

の文化との交流を通して育まれてきた豊かで伝統的な文化が存在しています。現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。

地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起こされ再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、ともに生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在と将来の社会の発展向上のためになくしてはならないものです。

文化財は将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

蛟蛸神社（奥の宮）では雨漏りが激しく、3年前から寄進を集めて修復してきました。建築費は約4,000万円、立木、大房、押戸、奥山地区、東文間、北文間地区の氏子から寄進を集めました。災害後の寄進集めに役員は大変苦労したと聞いております。

建築確認申請の許可を取るには火災警報器をつけなければなりません。一般家庭の火災警報器では約1万円の費用がかかりますが、文化財に指定されると約100万円の費用がかかるとのこと、地元にとっては大変な負担になってきます。年間管理費は約4万円とのことです。

利根町文化財保護条例の第16条で、町指定有形文化財の管理または修理につき多額の費用を要し、所有者または管理団体がその負担にたえない場合、その他特別の事情がある場合には、町はその経費の一部に充てさせるための当該所有者または管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとうたっております。文化財保護のために200万円計上されておることもわかっておりますが、町の文化財保護についての考えを聞かせてください。補助金の交付についてです。

蛟蛸神社（門の宮）でも消防署の指示で火災警報器をつけるように指導、勧告されております。門の宮の文化財保護についてもお聞きします。これも補助金についてです。

他町村では修理費は建築費の総額の20%から30%が補助金として支給されるところがあるとお聞きしています。蛟蛸神社の補助金についてお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、町の文化財保護についての考えを申し上げます。

文化財とは、私たちの長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産であります。町の歴史、伝統、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化向上の基礎を形成するものでもあります。

昭和25年に施行された文化財保護法によりますと、第3条で文化財は「わが国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなす」ものとして記載されており、政府及び地方公共団体は「その保存が適切

に行われるよう努めなければならない」とされております。

また、同法第182条には「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる」という規定があり、地方公共団体が条例で文化財を指定できる旨の根拠が示されているところでもあります。

こうした状況を踏まえまして、町では昭和51年3月に利根町文化財保護条例を策定しまして、町文化財の指定や保護を行っております。

さきの東日本大震災では、特に東北3県で多くの文化財等が被災し、貴重な資料が失われております。茨城県北部でも重要文化財が損壊したということもございました。人々の営みの積み重ねである歴史文化は、地域形成の基盤となるものであり、この歴史文化を後世に伝えることは極めて重要であります。今後も、利根町文化財保護条例等によりまして、文化財の保護を図っていきたいと考えております。

なお、この条例の規定に基づき、今回の定例議会で、平成27年度一般会計補正予算案として蛟蛸神社改修工事助成金の審議をお願いしていると、今井議員ご指摘のとおりでございます。

続きまして、蛟蛸神社の門の宮の文化財保護についてのご質問にお答えをいたします。

蛟蛸神社は奥の宮と門の宮の二つの社があり、昭和52年7月24日に町指定文化財として、同時に指定させていただいたところであります。

神社は927年の延喜式神名帳に「下総国相馬郡蛟蛸（みつち）神社」と記載されており、由緒ある古い神社であります。

蛟蛸神社は水害や民家が近いという理由で、社殿を東の高台の奥の宮に移し、これが完成したら門の宮は取り壊すはずでありましたが、氏子から反対があり、御魂を分祀し二社体制になったと伺っております。

指定文化財における自動火災警報器の設置につきましては、消防法施行令第21条の規定により設置が義務とされております。町指定文化財である蛟蛸神社門の宮の文化財保護に関しても、利根町文化財保護条例をもとに、指定文化財の保護を図っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 今井議員。

○9番（今井利和君） 今後とも文化財保護に協力してくださるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（井原正光君） 今井利和議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

---

午後1時55分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、8番高橋一男議員。

〔8番高橋一男君登壇〕

○8番（高橋一男君） 皆さんこんにちは。2番通告、8番高橋です。

きょうは雨の中、傍聴者の方々、大変ご苦労さまです。通告順に従いまして一般質問を行います。

私は今回、総務行政全般について、大きく2点質問いたします。

まず、1点目は利根町議会と日本ウェルネススポーツ大学との連携会議が、平成27年6月18日、午後1時から大学の会議室で開かれました。出席者は大学側から理事長外3名、議員12名、町民代表4名で行われました。

まず、会議の冒頭、理事長より議員代表者へ高価な手土産の贈呈式を行いました。今回の会議は、大学側から、新学部を開校するため学校用地を無償で提供してほしいとお話でしたが、会議の内容は思わぬ方向へ、議員と理事長とのやり取りの中で、突然大きな声での発言が何度かありまして、また、暴言を吐く場面など、同席者は唾然といたしました。

今回、大学側から無償提供のお願いをされて、会議の終了後には各議員が高価な手土産を受け取っております。一部の議員は受け取りを拒否いたしております。この件につきまして、利根町政治倫理条例に一言入っておりますので、ちょっと述べさせていただきます。

利根町政治倫理条例第3条の第1項の2、議員は町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない、このよう記されております。これは政治倫理条例に抵触する可能性もあろうかなど、私はそのように感じております。

また、後日、一部の議員は品物を返したというお話も聞いておりますが、誰と誰が返したかは、私は存じ上げません。しかし、後日返したということは、議員としての立場上、手土産をいただくことの罪悪感があったのか、そうだとすれば最初からいただくべきではないのではないかと。

また、手土産をいただいた議員は罪悪感もなく、全く問題がないと思っているのだろうか。そうだとすれば、議員としてのモラルや議員としての自覚が少し欠けているように私は思います。町民の皆さんはどのように感じられましたでしょうか。

それでは1点目の質問を行います。

（1）として理事長と遠山町長で無償提供について、以前話し合ったと聞いておりますが、その中で何があったのか、その内容をお伺いしたいと思っております。

2点目からは自席で行います。よろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 高橋一男議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

日本ウェルネススポーツ大学に学校用地を無償で提供することについて、理事長とどのような話し合いがあったのかというご質問でございますが、ことしの4月10日に行われた日本ウェルネススポーツ大学入学式の後、柴岡理事長から、突然、土地を無償提供してほしいとの話がございましたが、突然でありましたので、そのときは何も返事はしておりません。土地の無償提供の件につきましては、柴岡理事長とお話したのはその一度だけで、それ以降は、この話ばかりではなく一切話はしておりません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 今、4月10日の入学式の後、一度だけというお話でしたが、そのときに、私は何か話があったらと私なりに推測したんです。なぜかと言うと、この（2）に書いてあるんですが、余りにも遠山町長は無償提供に対して消極的、反対だろうと私は感じたんです。

2番目の質問を読みますけれども、無償提供に反対的な発言をする議員に対し、「あなたは遠山派か」と、大きな声で怒鳴ったんですよ。それを私聞いて、町長は無償提供には乗り気じゃないんだと、どちらかと言えば反対かなというふうに感じたので、多分以前にその内容的なことを話したのであろうと、私はそのように推測したんですよ。

理事長の話では、「遠山町長はリーダーシップがない」とはっきり言うんですよ。リーダーシップがないということは、恐らく、私の推測ですが、そのときの話し合いの中で、私一人では判断できないので議員の皆さんの意見を聞いてくださいということをおっしゃったのかなと、私はそのように推測したんですが、今の答弁ですと、全くそんな余計な話はしていないというお話でしたので、そうするとこの「遠山派か」という意味は、どこに意図があるのか、以前何があったのかということ、ちょっと推測できないんです。ですからその辺を、それ以外に公式、非公式を問わず何らかの形で理事長が遠山町長に対して、このように消極的だなという判断をされたという話し合いがどこかで何かしたかどうか、その辺だけもう1点お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 高橋議員の推測されるのは自由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、4月10日のウェルネススポーツ大学の入学式の後、お茶でもどうぞということで控え室のほうに再び案内してもらって、そこでいきなり、第1グラウンドのほうを見ながら柴岡理事長が私に、土地を、どことは言わないんですね、土地を寄附してくれないかと言われて、先ほど申し上げましたとおり、その4月10日の入学式のときのその後は一切お会いもしていないし、話もしておりません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） そうすると、理事長が反対した議員に対して「遠山派か」と言うということは、そのときに話はそれ以外してないとしても、理事長が提供してください

と言ったときに、そのとき遠山町長はどういう回答をしたんですか。それだけ一言。

もう一度言いましょうか、今ので、わかった。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、何の返事もしていないということでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 何の返事もしないのでは、ここまで言うかね。あんた遠山派かと、その辺がちょっと食い違っているというか、つじつまが合わないんですよ。何かがあったんだろうと。

理事長がそういう、遠山はだめだと、反対なんだと感じたんだろうと、ということは何かがあったんだろうと、私はそう思っているんですが、何もない、返事していないというのではこれはしょうがないから、担当課にほかのことを聞きます。

貸し付けの件ですが、貸付料、これの納付状況を知りたいんですよ。私も理事長の前ではっきり、あなたのことは私は信じていませんからと疑ってかかってきたんですが、なぜかと言うと、その裏づけとして貸付料の納付状況と納付方法、これは月払いの12カ月払いと年1回払いとあるんですが、1年目が無償で2年目が444万3,438円、3年目が666万5,157円、そしてこれは3年目というのは平成26年の3月31日までの期日なんですね。そうしますと今現在27年ですから、26年の4月1日から27年の3月31日までの支払いが888万6,876円、これが支払う期間ですよ、その金額はどのように支払われているか、その辺、課長、もしわかればお願いします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 納入方法につきましては、契約書の第4条第3項で定められておまして、月払い12回分割という形で納めていただいております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） ちょっと答弁が足りないよ。

今言ったのは支払い方法だけでしょう、賃貸料の納付状況、何月何日に幾ら払って何年度分でどうなっているか、その辺のことをお願いします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 1年目は無償で、2年目、3年目と完納されております。

○8番（高橋一男君） 3月までに。

○企画財政課長（清水一男君） 日付のほうは今手元に資料がないので、日付はちょっとわからないんですけども、完納はされております。27年度も毎月ということで納入されております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 27年も納付されていると、毎月ということですね。そうすると、

27年はさっき言ったように888万6,876円、これが26年の4月1日から27年の3月31日までの返済金額ですよ。

その次、平成27年の4月1日から、もう4月1日を過ぎていますよね、今年度分、来年の3月31日までに次の5回目の返済888万6,876円が支払われる状況になっているんですね。

ということは、これはちゃんと期間内で支払い済になっているということによろしいですか。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今申し上げましたけれども、2年目、3年目と期限内に完納されております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） それはそれでわかりました。

次に、賃貸借契約書の年数ですが、どうも理事長の話では、文科省から許認可を取るためには賃貸借契約書は20年担保となっていると、このように理事長が説明しているんですよ。実際には契約書は30年になっていますね。そうすると、その契約した時点でどういういきさつで30年になったのか、それともこの20年というのは最初からなかったものなのか、理事長の話では20年担保ということ盛んにうたっていました。これが文科省の許認可を取るためだからしょうがないという話なんです。その辺の食い違いを教えてください。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 町としては、この契約書上は30年で契約をしております。こちらは借地借家法の第3条の規定によりまして、30年という規定があります。また、利根町の財務規則のほうでも30年と決められていますので、そちらを準用して30年ということで契約しております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） そうすると、理事長の20年担保というのは何を根拠に言っているのか、もしわかる人がいたらちょっとお願いします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） その辺は大学側と文科省との関係なので、ちょっとわかりません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） わからないですか。これは理事長に聞かないとわからないということですね。

次に、これはやはり理事長の話なんです、利根町の家を借りるにしても、学生の家賃は1万5,000円が基準だと、しかし大学側で提出された提案書の中では家賃が7万1,536円で算定しているんですよ。この数字は理事長の話では、大学側と町とがすり合わせした数字であると言っているんですが、町としてはそういうすり合わせをしたんですか。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） そういうすり合わせは、一切したことはありません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 全く理事長の言っていることは合わない話で、どちらが正しいかと言うと、行政のやっていることは正しいと私も思っているんです。そうすると理事長が間違った、しかし実際に提案書を皆さん見てわかっていると思いますけれども、これちゃんとかういう数字が出ていますよね。そのときに誰も疑った数字というのはなかったんですか。7万1,000円なんて高額なアパートは利根町にはそうはないですから。その辺がどうも、理事長の話では、学校側ではそんな利根町の家賃がどのくらいしているかは全然わからないんだと、ですから町との協議の中ですり合わせした数字なんですよと、そう理事長が言っているんですよ。ですから、誰もかかわっていないということはないと、私はそう思ったんですが、今は企画財政課長は清水課長ですけども、当時は一番前にいる総務課長が全てご存じのはずだから、総務課長に一言、その辺のいきさつをちょっと答弁してもらおうと助かるんですが、どうですか、総務課長。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 5年も前の話なので、はっきりは言えないんですけども、高橋議員も土地利活用協議会のメンバーで、当初来たときには要望書のときには、その数字を丸々土地利活用協議会の皆さんに公表したと、その数字と最後に契約したときの経済効果の数字は、変わっていないと認識しています。

利活用協議の中で最終的に計画書が出たという中で、特に家賃問題は出ましたけれども、通信制が来るんだと言ったときに、利活用協議会のメンバーの中で議論があったのは、実際に住むのという話です。通学とともに、通信制とあわせて子供たちがいるので住むんだという話でした。

ではその根拠は何だという議論もしたと思いますし、我々もしてきました。その中で近隣の住宅地の事情は全て大学側に提供してございます。

それで1,000人が入るんだという中で、半分ぐらいは利根町に住んでくれるんじゃないのという話がありました。特に利根町が活性化で悩んでいたというか、空き家が大分ふえていったと、その当時200軒ほどありましたけれども、その対策についても、一挙両得じゃないですけども、入っていただければ、学生寮ですか、シェアしながら住んでいただければ一挙両得だなという話で進めました。ただ、じゃあ行政がそこで金額の調整をしたかという話は、先ほど言ったとおり、何らしてございません。

ただ経済効果については何度か、先ほど言ったとおり、疑問視はありました。議会の中でも特別委員会というか、全協の中でもお話しましたけれども、そんなに本当にあるのかなという話で、事務局として見れば訂正を呼びかけたほうでございます。実際住まないものを経済効果として掲載するのはいかがなものかということですけども、頑としてその

数字の訂正はなかったというのが事実でございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 私も土地利用活用協議会の委員ですから、人のせいにはばかりできないんですが、大体今の話でわかりました。

もう1点、これはこの後にも出てきますけれども、賃貸借契約書、これは30年ですよ。今の理事長の発言を聞くと、本当に撤退する可能性ゼロとは言えないんですが、そこで、例えば途中解約した場合、この場合は30年の契約が契約不履行という形に当然なるわけですね。その場合に、仮の話ですけれども、契約不履行となった場合には、町としてはどのような対策をとっていく考え、答弁できなければしなくても結構ですけれども、もしできたらこの場合の町の考えをちょっとお聞かせいただければ幸いです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

仮の話には答弁はできませんが、町のほうとしては、今のところそのようなことはない、そのように大学を信用しているということでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 私も、せっかく大学が来て、そんな撤退するようなことでは、町でも大きなマイナスになるし、これは大変なことだから、そういうことは余り考えたくないんですが、そういう可能性もあるかなと思ったので、もし答弁できればと思って聞いたんですが、できなければ結構です。

それでは（3）のほうに移ります。7月16日に株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所、これはジャパン総研が大学生に聞き取り調査を求め、大学事務長に調査実施の許可をいただいたが、理事長に制止され、聞き取り調査を望む場合は金銭の支払いを条件に提示されました。これについては概ね事の流れは次のとおりになります。

平成27年6月24日、この日には利根町企画財政課より書面を通じて聞き取り調査実施許可のお願いしたい旨、大学事務長へ申し出を行った。翌2日後の6月26日、大学事務長よりキャンパス内での聞き取り調査実施の許可をいただいた。それから、6月30日、これは大学側とジャパン総研側の協議により、7月16日実施の確定をし、午前10時から午後にかけて予定対象者数に到達次第終了することで了解をいただきましたと、こうなっております。

そして7月16日の当日、ジャパン総研の調査員3人が大学事務長と調査の流れについて打ち合わせを行いました。その後、理事長兼学長に面会し挨拶を行っております。その中でジャパン総研の調査委員から、本業務や調査の趣旨について概要を説明すると、理事長からは利根町長の行政手腕に対する理事長の評価について、4点ほどここで挙げております。

まず1点目は、利根町長選に向けた学園側からの立候補予定についてです。2点目、稲

敷市、河内町の新キャンパス設立の構想について、三つ目が河内町の小中一貫教育や小学校におけるハワイの学校と連携した英語教育に関する新たな取り組みについて、そして最後4点目が利根町からキャンパス撤退の可能性について、この四つが理事長の独自の私見に基づく持論を展開されたということになっております。

その後、ミーティングスペース付近を学生が通りかかり、調査員が聞き取り調査を行おうとしたが理事長により制止されたと。そこで理事長からは、改めて調査の実施を認めない旨を申し渡された。理由として、心情的に現職町長が在任の間は利根町側へ一切の協力をしたくない意向があること、また、調査を許可することに大学側のメリットが得られないことを挙げております。

さらに理事長から、学生への取り組み、聞き取り調査実施を希望する場合は、学生1人当たり10万円を支払うことを条件として提示されたと。また、キャンパス内及び周辺においてジャパン総研の調査員が無断で学生と接触させないように、理事長から大学職員に指示をしたと。

以上がこの一連の流れでございますが、この内容が本当に事実とすれば、町民の皆さんにもこのような状況を知っていただく必要があろうと感じました。今後、このような理事長のもと、大学側と利根町の連携が非常に難しくなると思います。町長は今後、学校側とどのように進めていく考えでいるかをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

今、高橋議員がおっしゃった内容については、ジャパン総研のほうから利根町宛に経緯を説明した、その文書の中では顛末書ということになっておりますが、その内容を高橋議員が読み上げられたということでございます。

そういう状況の中で、今後大学との連携をどう進めていくのかというご質問でございますが、議員ご指摘の件につきましては、事前に大学側の許可を受けておりましたので、私もその件につきましては大変遺憾であると思っております。

ただ、大学との関係につきましては、この件だけで悪化させるようなことはしたくはないと考えております。

実際に、町と大学との連携事業では大学主催の公開講座の開催、町主催のスポーツイベントや文化イベントでは学生が協力、参加するなど、地域との交流も行われております。これによりまして、町民の方々も徐々にではありますが、身近な大学と感じられるようになってきているところでございます。

私といたしましては、今後も日本ウェルネススポーツ大学との連携事業が継続し、町民の方々とのさらなる交流が進むよう望んでいるということでございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 私も利根町から大学が撤退しない限りは、10年、20年、30年と長

く利根町にいるわけですから、当然、角を突き合わせるような状況では困るんです。ですから、大学側もこのままではマイナス、利根町でもマイナスになるわけですから、何とかどちらがどうこうというわけではないですが、歩み寄った形でもっと積極的に協力できていくような関係を、相手が来るのが当然だとか、こちらが行くとかでなくして、町の行政としてその辺は積極的にアプローチして、今後連携を深めていっていただきたいなど、私個人はそう思っています。

しかし、理事長の発言が余りにも、町長の対抗馬を立てるような話もしているし、町長が現職のときは一切協力したくないと、これを全く学校のトップの方が言うんですから、こんなことないだろうということは言えないよね。そう思わないですか。これが学校の事務所とか担当課が言う話なら、これはトップじゃないんだから、そんなことないだろうと思ってもいいんですけども、学長、理事長は一番のトップですから、その人がここまではっきりと発言しているんですよ。町長選に立つかもしれないよ。

現にこの前の会議のときに、あの人、議員を馬鹿にしたような、私を感じたのは馬鹿にしたような言い方をしたわけ。なぜかと言うと、学生1,000人いれば町議会選挙というのは1,000票とれると、1,000票とったのは1人しかいないだろうと、こういう言い方をしたんですよ。それならやってみなさいよと言いたいよ、私は。

それと同じで、町長選にも立候補するような考えがあるとなると、これ町長、穏やかじゃないでしょう。全然相手にしていないかもしれないけれども、やるならやってみろで、それは思っているかもしれない、しかし、相手がそこまで言うということは、どんな形にしても要するに町長の敵ですよ。そういう理事長がここまではっきり発言して、利根町側とは、遠山町長が存在している限りは一切協力したくないと、そこまで言っているんですよ。町長、それはどのように感じます、その言葉に対して。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） その件とは別なんですけれども、6月18日議員12名とそこで協議をされたと、そのときの内容も今、高橋議員がおっしゃっているような内容であるということは、薄々聞いております。

ただその後、ジャパン総研が3人で行って、そのいきさつは先ほど申し上げましたとおり、ジャパン総研から町に出していただいた、いただいたわけではないんですけども、ジャパン総研で一方的に持ってきてくれたんですけども、顛末書の中にもうたっているということでございますので、その後大学の方から、利根中跡地の第1グラウンド、今無償で提供している第1グラウンドを人工芝を張って活用したいという提案書も出てまいりました。それと、布川小学校跡のプールの解体をして、その解体した跡地を活用したいということも要望書として上がってきました。

前のことは、そういうことはどうあれ、町としてはそれもいいですよということでオーケーの決裁を出しているということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、今後も、せっかく住民と大学、だんだん交流が深められていくということが望ましいことなので、町としては町としてできる限りの協力はしていきたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 町としても協力するということですが、相手が相手だけになかなかそうすんなり行くとは、私は思っておりません。

そこでもう1点伺いたいのは、今後、町長が無償で提供することはないと思いますが、無償で大学側の土地となったとした場合には、例えばこれをほかに売却される可能性もあるわけですね、自分のものになるわけですから、そうなるとさらにこれ無償にしたら大変ですから、その辺、町長は無償にするつもりはないですよ。もう一度念を押しますけど。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 無償にするつもりも、売却するつもりもございません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 売却というのは、無償にしてもらった後、大学側が第三者へ売却する可能性が出るだろうと話したわけです。町で売るとかでなくして、そういうことを今言ったつもりです。

確かに今回のいきさつ、理事長の発言やらジャパン総研の内容からいろいろ検討すると、絶対的存在の人間というか、余りにも理事長の独裁的な強さが際立って感じられたというのが、私だけでなく、議員の皆さんもそう感じられたと思います。ですから、今後理事長だけの考えだけじゃないですけども、町としても何らかの形でいい方向に持っていけるように、我々も一緒に努力して連携していければいいなと感じておりますので、ひとつその点をお互いに協力していきたい、そのように感じております。

それでは次の質問に移ります。

利根ニュータウン前の企業所有地を農業法人との間で売買されるが、今後は農業法人が利根町と連携しながら6次産業化を目指し、町の創生、地域の再生に期待するところでございます。そこで、次の点をお伺いいたします。

まず1点目、東文間小学校跡地の利活用と進捗状況についてお伺いいたします。これは多分どこまでどうなっているか状況がわからないのですが、農業法人きずな、この会社が6次産業化に利用するという話もちらっと聞いておりますけれども、そこで私が聞いた取材の中では、ジャパンフューチャーファーム（JFF）、この計画書の中では、この会社が中心になってやるような内容になっておりますけれども、現実にはJFFという会社は立ち上げないというお話を聞いたんですが、担当課はよくその辺のいきさつはご存じだと思いますけれども、そのように聞いたんですが、まず1点目の旧東文間小学校跡地の利活用についてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

旧東文間小学校跡地の利活用と進捗状況についてのご質問でございますが、現在、農業法人から農業の6次産業化による事業を展開するに当たり、旧東文間小学校跡地を農産物の一時加工場として活用したい旨の事業計画書が提出されております。

提出されました事業計画書につきましては、その内容について、町と農業法人との間で協議、調整中でありまして、これが整ったならば町土地利活用推進協議会を開催し、ご審議をしていただく予定でおります。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 先ほどもちらっと言いましたが、担当課に聞きたいんですが、J F Fというのは、皆さんこれ持っていますけれども、利根町に6次産業化の株式会社の設立、これが農業法人きずなの話ですと、この会社は立ち上げないという話を聞いたんですが、その辺の内容、いきさつがもしわかったらお答えください。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それでは、高橋議員のご質問にお答えします。

きずなが利根町に進出してきて農業法人を立ち上げ、6次産業化をやるということで、現在、構想的なお話は聞いております。その構想の中でJ F Fを立ち上げて大々的に6次産業化をやりたいというお話でした。

ただ、今回J F Fを立ち上げないという話につきましては、確固たる説明は聞いてございません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 担当課が聞いていないんですか。

実は私、農業法人きずなの代表者と直接お話しまして、J F Fときずなとの関係を伺ったんですよ。そうしたところ、実はJ F Fは立ち上げませんと。東文間の跡地は我々きずながあそこを活用したいんだというお話をはっきり聞いたんですが、担当課では聞いていないということですか。その辺は多分具体的にそのぐらいの話はしているはずなんですが、はっきり私にはJ F Fという会社は立ち上げませんと言いましたけれども、担当課は知らないんですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） 今の聞いていないのかということに関しましては、正式にこういうふうにやりますということでの申し入れはまだ聞いてございません。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 聞いていないものはしょうがないね。聞いていないと言うんだから。

これは私が直接聞いた話ですから多分間違いないと思いますよ。東文間小学校の跡地利用については、農業法人きずなが直接町との交渉を進めていくかなと、私はそう思ってい

るんですが、J F Fという会社を立ち上げないということは、我々がやるという話をしていたので、多分その方向だと思っております。

それでは、2点目の(2)ですが、町長は住民に農業法人が来れば100人ぐらいの雇用が生まれるとよく話されております。その根拠というものを伺いたいんですが、どうでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 農業法人が来れば100人ぐらいの雇用が生まれると私が話していると、その根拠ということですが、農業法人の利根町における事業構想では、利根ニュータウン前の約22ヘクタール、22町の農地及び旧東文間小学校を活用した農産物の生産、加工、販売を行い、6次産業化による農業を目指していると伺っているところであります。

その話の中で、事業が順調に稼働していった場合には、全て開発行為が終わった時点には100人ぐらいの雇用が生まれる可能性があると聞いておりましたことが、その根拠でございます。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 根拠というのは、実際に立ち上げてどういう会社がどういう仕事をして、どのぐらいの雇用を生むのか、これは全く、この計画を見たとおりに、会社そのものを立ち上げないということもあり得るわけですから、先のことは全く読めないというのが実情だと思います。

それで、今現在、企業所有地が農業法人きずなどの売買契約、この辺が、私が聞いた時点ですよ、今現在はわかりませんよ、私が聞いた時点では企業側がごく一部の地権者との、昔開発をとってから17年になるんですが、それ以前から約10年近くまで話し合いが進まなくて、そのままごく一部延び延びになって、また成立していないところがあるんですよ。これは私も知っています。その部分が地主さんとの交渉が終わってきちんと正式に境界線が決定するまでは、農業法人きずなは売買契約はできないということをはっきりおっしゃっていました。

それで、企業側では、これは開発許可をもらってから17年になるわけですから、17年前の担当課は今現在誰もいないんですよ。部長も定年でやめちゃって、実際に利根町に10年以上通って担当課といろいろ進めてきた人が退職して、今、会社にはいないんですよ。ですから会社が今一番困っているのは、その当時地主とどういう話し合いをして、どこまで進んでいるのか内容が全くわからないと、企業側でも困っているような状況はちらっと聞きました。

それが決まりがつけば契約書はいつでも交わすと、農業法人ではそのように話していました。実際に決まりがついたかどうか、多分2カ月ぐらい前だと思いますね。課長もご存じだと思いますけれども、2カ月ぐらい前の話ではそのように話していましたし、それが

終わらないと何も進まないんですよ、契約書が成立しないと。それが成立して、それで正式に売買、売買の契約は約2億円弱、22ヘクタールで反当95万円という値段で、その値段が高いのか、安いのか、福島の農業法人きずなは全く高いのか安いのかもわからないということで、農業委員会のほうへは書類提出では95万円の金額で出したと思いますけれども、実際に2億円からする土地ではないと、私は自分なりにそう思っているわけです。

ですから、あれを埋め立てをしてハウスを建てたり、例えば作物をつくるには土を埋めるのには法人の話では1億円はかかるだろうと、そうすると3億円ですよ。あの土地へ3億円も投資して何を考えてやるのか、私わかりませんよ、でもやろうというんだから結構な話ですけども、その辺はもしやるとなれば、町としても、経済課としても積極的にバックアップして町全体で盛り上げて、これ今後の農業の発展のためにも町の基幹産業ですから、その辺を重点に置いて積極的に進めていただきたいなど、そのように私は思っているわけです。

それから、3点目ですが、約17年が過ぎて、今回農業法人との間で転売することになったと、そこで開発許可を取り下げ、甲種農地として転売することで徴収猶予中である特別土地保有税について、平成21年12月に私が一般質問で質問しましたが、徴収猶予が解除になれば徴収することを確認しています。今後、この土地保有税の徴収をする考えというのは、町のほうではあるのか、ないのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

開発許可を取り下げ、甲種農地として転売することで徴収猶予中である特別土地保有税について、徴収する考えはあるかということでございますが、地方税法においても、最終的に非課税土地、特例譲渡、免税土地として利用することが確実な計画がある場合に徴収猶予され、計画が達成された場合に納税義務免除となります。また、他人に譲渡した場合でも、譲渡受人が非課税土地、特例譲渡、免税土地の用途の計画を達成されれば、納税義務が免除されると、法的にはそのようになっております。

○議長（井原正光君） 高橋議員。

○8番（高橋一男君） 免税措置の猶予、今、法的なことをおっしゃいましたが、免除されればと、「されれば」という話ですね。ですからまだ確定はしていませんね。その免除されるという、どういう形になれば免除されるのか、具体的にわかりやすく。

それで、私が企業側と以前話した内容では、これは開発許可を取り下げれば当然農地になりますから、農地になって転売した場合には、猶予中の保有税は支払いますと、支払うという会社側の方針は聞いているんですよ。ですから、免除申請が出されて免除になれば、それはそれで結構ですよ。申請されるという内容ですね、どういう場合に、私が聞いたのは農地で売買する場合には、猶予していたものが単純に解除されるだろうと、会社側でもそのように認識していたんですよ。その後は確認はしていませんけれども、ですから、こ

これは相当な金額になるんですけども、この辺も町として、何もそういう免除申請が出されれば、これは法律ですから取ることはできませんけれども、その辺をもっとわかりやすく、私、法律のことはよくわからないんですよ。わかりやすく、どういう形にした場合にはどういう申請をして、どういう免除になるのか、その辺、もしわかったら、これ最後になりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） まず、地方税法で税務の職員に対して地方公務員法とは別に特別な守秘義務を課しておりまして、納税義務者の秘密を保護することにより税務行政の円滑・適正な運営を図っているものでありますので、特定の個別の情報、または個別を識別できる可能性のあるものにつきましては答弁できませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それで、特別土地保有税についてということですが、特別土地保有税は昭和48年に創設されまして、投機的な土地取引の抑制と土地の有効活用の促進を目的とする政策税制として機能してきたものでございます。

それで、特別土地保有税は、あくまでも転売等の投機目的を抑制する趣旨であることから、投機目的ではなく健全な土地利用のための場合には課税を免除される制度でございます。

他人に譲渡した場合でも、その所有者が当該地の譲渡、売却をして、買った人が免除制度に該当するように利用すれば、投機的な譲渡ではなく、健全な土地利用と何ら変わりがないので、他人に譲渡したとしても、その利用が本来の免税制度に該当すれば課税を免除する制度となっております。

それで、先ほど町長が答弁したとおり、最終的には、そういうことが行われた場合には免除ということでございます。

○議長（井原正光君） 高橋一男議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後2時55分休憩

---

午後3時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、6番船川京子議員。

〔6番船川京子君登壇〕

○6番（船川京子君） 3番通告、6番船川京子です。

傍聴席の皆様におかれましては、お足元の悪い中、お運びいただきまして感謝申し上げます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

男女共同参画の取り組みについてお尋ねしていきます。

男女共同参画社会基本法が制定、施行になって16年が経過し、現在、国では第4次男女共同参画基本計画策定に、県では第3次茨城県男女共同参画基本計画策定に取り組んでいるところです。町では平成27年3月に利根町男女共同参画推進プランが策定され、その基本理念を「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」とし、町民、事業者、学校、行政がこの基本理念を共有しながら、その実現に向けた取り組みを推進されています。

担当課には女性スタッフも配置され、平成25年11月号広報とねから「男女共同参画ってなに？」と題した連載がスタート、その回数は20回を超え、少しずつ町民の方にも理解の輪が広がっていると感じています。利根町男女共同参画推進プランが施行され、まもなく半年が経過します。事業内容について、町のお考えを伺っていきたいと思います。

それでは、最初の質問をいたします。

推進プランにある町民の男女共同参画意識の醸成に向けての研修や講習会の開催と、男女が共に学び、親睦を図る機会を提供するための講座の開催について、それぞれどのような準備をされているのか、あわせて開催回数や内容、講師などについてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

町民の男女共同参画の醸成に向けての研修や講習会の開催と、男女が共に学び、親睦を図る機会を提供するための講座の開催についてのご質問でございますが、現在、役場多目的ホールと図書館に設置しております男女共同参画コーナーにおきまして、茨城県等が主催する各種講演会や研修会の情報を提供し、町民への参加を呼びかけているところでございます。また、町ホームページにおきましても研修会等の情報を発信しております。

さらに、今年度は10月31日土曜日でございますが、行方市のレイクエコーで開催されますマタニティハラスメント対策ネットワーク代表、小酒部さやかさんの「働き方改革～一人ひとりが働きやすい環境をめざして～」をテーマとする講演会に、広報等を通じまして町民の方々に参加募集を行い、受講する予定でございます。

今後におきましては、このように茨城県等が主催する各種講演会等に積極的に参加を呼びかけ、町民に対し男女共同参画意識の醸成に努めていき、将来的には町主催の研修会や講座等を開催したいと考えております。

また、生涯学習課主催の講座に関しましては、町の目指す男女共同参画社会の基本理念であります「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」として男性も女性も、子供も、高齢者やお互いの人権を尊重し、個人の尊厳が守られながら、いつまでも健康で安心して暮らしていくことのできる社会の実現に向けて努力しているところでございます。

公民館の講座事業としましては、主に成人向けとして平成26年度は8講座で61回開催し、延べ1,356の方が受講をしております。その中でも「美味しいコーヒーの淹れ方」については、申込者が多く抽選をいたしました。また、講師といたしましては、専門の方を講師として招いております。

また、生涯学習センターにおいては、主に小学生等を対象とした講座を夏休みの長期休暇の際に開催をしております。平成26年度では11講座で27回、延べ約450名の参加者がおりました。その中でも「星の星座観察教室」におきましては、募集人数が30組の親子に対しまして、60組の親子の参加があり大変好評でございました。講師の方は天文同好会の方を講師として招き開催しております。

今後におきましても、公民館や生涯学習センターの講座につきましては、町の基本理念に基づき開催していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今の町長のお答えで、この町民の男女共同参画意識の醸成に向けての研修は、広報とねにも多分初めてだと思えるのですけれども、町民の方に参加をしていただくという初めての試み、これもまた一歩進んだ取り組みをしていただいたかなと、そのような印象を持ちました。また、将来的には町主催というお答えの中の一言がありましたので、これもまた大きな期待を持っていきたいと思えます。

さらには男女がともに学びのお答えの中では、大変に内容の充実した幅広い年代の方も対象にした講座を行っていただいているということ、よく理解させていただきました。

それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

町政への女性の参画促進を目指す具体的施策として女性人材バンクの開設を上げられています。各種審議会等への女性の参画を推進するため、幅広い分野で活躍する女性を発掘し、その情報を提供するシステムを構築することを事業内容としています。政策方針決定過程における女性参画拡大の推進には大きな期待を寄せるところです。どのようなシステムの構築をお考えになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

女性人材バンクの開設について、どのようなシステムの構築を考えているのかというご質問でございますが、男女共同参画社会を実現するためには、女性が社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画するとともに、政策や方針の決定の場においても、女性の意見や考え方を十分に反映させていくことが重要であろうと認識しているところであります。

このため、これらの人材をいかにして発掘し、女性人材バンクを開設、運営していくのが課題でもあります。

当町では、まだ女性人材バンクのシステム構築までには至っておりませんが、既に人材

バンクを設置している自治体の事例を参考にするなど、人材発掘の方法、情報の発信方法などを女性人材バンク開設に向け、調査、検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 現状は大変よく認識をいたしました。大事なことは、ゼロからの出発のこのシステムの構築という部分では、どんなに町の中に女性の人材がいたとしても、システムをつくっていく上では本当にゼロに近い状態からのスタートではないかと思えます。しかし、町としてこの5年計画の中で目指していただいているということが、大変うれしいことだと思いますので、ぜひ実現に向けお取り組みいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

住民自治組織における男女共同参画共同意識の啓発について、推進プランには区長会の会議等において各組織の代表の方に対し、意識啓発や研修等の情報提供を行うことと、新年度の区長等の推薦時に女性の区長や班長を推薦していただけるよう積極的な啓発を行うことが記されています。どのような意識啓発を行うのか、また、女性区長を推薦していただくための積極的な啓発とは、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

地域社会における男女共同参画の推進について、住民自治組織に対しどのような意識啓発を行い、また、女性区長を推薦していただくためにどのような取り組みをされているかというご質問でございますが、住民自治組織は、通称、区や自治会、町会と言われている団体でございます。利根町では区長、班長制度をとっておりますので、これらの団体の代表者を区長として委嘱し、主に行政とのパイプ役として業務に当たっていただいております。

平成27年度は区長の出席率が大変高い利根町区長会の総会の席におきまして、出席された区長の方へ、男女共同参画推進の基本的な考え方や課題、今後取り組むべき施策の方向性などを掲載した男女共同参画プランを配布し、男女共同参画推進のお願いをしたところでもございます。

また、女性区長の推薦の件でございますが、毎年、新年度の区長推薦については、新年度を迎える前に現年度の区長をお願いいたしまして、新年度区長の推薦をいただいているところでございます。

事情により女性推薦が難しい地区もあるようではございますが、新区長の推薦に当たり、ことしは「町では男女共同参画を推進しており、女性の方の参画を検討していただくようお願いいたします」との内容を盛り込んだものを、推薦依頼文書として送付し、啓発を行ったところでもございます。

参考として、平成27年度女性区長は1名でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） お取り組みいただいている内容は大変よく理解いたしました。

そこで、もう1点お尋ねしたいと思うのですが、今後、区長会の会議などにおいて啓発活動をされていく予定とか、もしそういったことがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） 区長会は年に3回ほど集まります。先ほど町長が言いました総会、あとは意見交換会、いろいろな地区で課題とか自主防災組織もそうなんですけれども、いろいろな活動を参加者の区長から発表していただいて、また、団地の区長と地区の区長は大分意識が違って、大変団地の区長はいろいろな部会を通じて活動しているというのが、私も田舎なんですけれども、その区の人にとってみれば大変参考になっているということでございます。

また、区長会の研修会というのがありまして、そこにもいろいろなところの防災のことだとか、県で視察に行く、そういう点につきましても、その中で冒頭総会でも男女共同参画プランを提案しましたので、そこでも今のプランの趣旨に沿った内容をご説明していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 先ほど町長のお答えの中でも、区長の皆様は行政とのパイプ役という一言がありました。全くそのとおりであり、大変大事なお立場でご活躍、またご尽力いただいている皆様に、ぜひともこの町が目指す男女共同参画社会の実現に向けての、本当に少しでも理解を深めていただければと期待をするところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

推進プランの中で地域における防災活動を地域住民のつながりや、地域力の向上にも結びつく重要な地域活動と位置づけられ、地域防災計画の策定等に当たり、男女のニーズを把握して進めるなど、男女共同参画の視点を入れた防災体制を整えるとされています。中でも女性の視点に立った防災計画、防災体制づくりは、これまでの大規模災害における過去の教訓を生かすためにも、極めて重要な取り組みと考えます。男女のニーズをどのように把握されるお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

地域防災計画の策定等に当たり、男女のニーズをどのように把握されるのかというご質問でございますが、地域防災計画につきましては、利根町防災会議で承認を得て改定等を行っているところでございます。その防災会議の委員は、国や県、東京電力や東京ガスなど各指定公共機関の所長、消防団長や稲敷地方広域市町村圏事務組合消防長、自主防災組織を構成する者や学識経験のある者など指定される職で委嘱等を行っているため、現在、

委員に女性は不在となっております。

そのため、今までは男女のニーズの把握については、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験をもとに事例を記載した国の男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針などから把握に努め、前年度においては、避難所で「女性が着替えること」「乳幼児に授乳を行うこと」「診療等を受けること」ができる災害用多目的テントを10張購入し、避難所内において女性のプライバシーを守ることができる環境づくりに努めているところでございます。

また、前年度において、町民の方と接し男女のニーズを把握することができる防災出前講座を実施し、周知に努めてまいりました。

防災出前講座につきましては、ことしの2月に開催し、乳幼児を抱えるお母さんを対象として、町の防災体制や町からの情報提供、自主防災組織の重要性などのほか、女性消防団の方に乳幼児への救急救命の仕方や、避難所へ行く際にあると便利なものなど、母親の視点に立った講和であり、受講されたお母さん方から、「勉強になりました」、「自主防災組織の重要性を知り意識が変わりました」など、大変喜んでおられたことを伺っております。

町では、男女のニーズを把握する手段として出前講座や男女共同参画の会合などに出向き、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

今後、地域防災計画への改定等に際しては、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映させるには、女性委員の登用を検討していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今のお答で、これまでのお取り組みいただいた、女性がいないからこそ努力もし、研究もされ、本当にご尽力いただいたことが大変よく理解することができました。また、今後の改定等に向け女性委員の検討という一言に、大変大きな期待を寄せさせていただくところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

5番目として、推進プランには女性や乳幼児にも配慮した避難対策が講じられるよう、自主防災組織や住民自治組織への女性の積極的参画促進を図る事業内容が明記されていますが、この自主防災組織のあり方に少なからず不安を感じています。町の自主防災組織の現状と今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

町の自主防災組織の現状と今後の取り組みということでございますが、自主防災組織については、全ての地区で結成されておりますが、議員もご承知だと思いますが、地区により防災訓練や防災だよりの発行など活発に活動している自主防災組織がある一方で、自主

防災組織の活動が停滞または停止している自主防災組織もある状況でございます。

自主防災組織は共助に当たり、特に災害の初動の段階においては、地域住民による助け合いが人命救助において非常に重要な役割を果たし、共助の持つ力で減災が図られると考えられているところでもございます。このようなことから、自主防災組織の活動を活発化させ、普段から災害に備える必要があると認識をしております。

町では、自主防災組織の活性化を図るための取り組みといたしまして、自主防災組織に対し、支援事業を実施しております。

一つ目に、防災士資格取得に対する補助金制度で、平成26年度より実施しており、各地区に自主防災組織のリーダーを育成するための補助金でございます。平成26年度の資格取得状況でございますが、8地区9名の方が取得しており、うち4名の方が女性で、この4名の中には船川議員も入っていらっしゃる記憶しておりますのでありますが、今後、女性の視点に立った自主防災組織の啓発活動などに期待しているところでもございます。

また、防災士資格取得につきましては、女性の積極的な受験を推進するため、区長会を通して働きかけを今後もしていきたいと考えております。

二つ目に、今年度より自主防災組織のさらなる活性化を図るため、自主防災組織活性化補助金を実施しております。自主防災組織が行う資機材の整備、修理、防災訓練等に要する費用の一部を補助するものでございます。

この補助金は1地区1回限りの補助で、10万円を限度に年間7地区への補助を予定しており、平成27年度から平成31年度までの5年間で全地区に補助する予定でございます。

町では今後、自主防災組織の活性化を図るための支援事業を継続して実施するほか、特に活動のない地区に対しましては、自主防災組織運営のための指導・助言及び各種情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

また、支援事業等により各自主防災組織の活動が活発になってきましたら、自主防災組織のリーダー、区長、防災士などを交えた自主防災組織の連絡会等を開催し、情報の共有を進めることで自主防災組織のさらなる発展を図りたいと考えております。そして、将来的には消防団や関係機関を交え、町全体の防災訓練を実施していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 将来に向けての安心安全のまちづくりに、大変連絡協議会や町全体での消防訓練など伺い、本当に期待の持てる取り組みをされる方向を示されて、これは大変うれしく感じます。しかしながら、足元を見ると、今、町長のお答えにもありましたように、確かに地域によってこの自主防災組織は大きな温度差があるような印象を持ちます。

特に活発なところはそのまま続けていただいて、人間関係の醸成もその上に図られていくのではないかと思います。なかなか一歩が進まない地域に関しては、やはり自主防災

組織の重要性の認識や共助の大切さなど、ここの部分の啓発をしていくことも有効ではないかと感じています。この部分に関して、担当課長はどのようなお考えをお持ちになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

27年度の調査の中で自主防災組織の活動状況ということで船川議員が言われたとおり、活発にやっている団体が6地区あるということでございます。想像つくかと思えますけれども。また、何らかの活動を行っているというのが28地区、そして全然していないですよというのが2地区あったということで、これが昨年予算を組むときの年に、ちょうど区長会の総会の中で、ぜひとも防災士の資格を取ってリーダーが必要だと、それは地域防災計画ができたということと、それを動かすためには共助の力が必要でしょうということで計画を立てました。その一環として防災士のリーダーを養成していくと。

その中でリーダーは養成したけれども、その後追いですけれども、動かすためには地域の自主防災組織の組織が、実はあるわけですが、休眠状態だったので、後押しする意味で今回27年度から5年間の予算を組みまして、全地区に10万円ですけれども、補助すると。

特に十何年前に100万円資機材を投下して、そのままという地区が大変多かったのですが、その中で区長のほうから、消化器を変えるにも自治会の財政状況が苦しいんだという話で、いろいろな意見をいただきました。だけど実際は自分たちが、みずからの地域で自分たちがやるのが原則ですけれども、ただそれを言っているのは、今までどおり組織はあるけれども、活動はないという組織が大変多かったのですが、では5年間ですけれども、地区を選んでその後押しですか、起爆剤になればいいなということで5年間の計画を立てたということでございます。

ですので、先ほどもありました防災に対するいろいろな指針が国から出ています。女性の方もちょっとあったので、町長からも答弁がありましたとおり、男女共同参画の視点からの防災復興取り組みの指針ということで、これは内閣府の男女共同参画局から出ていて、より具体的に福島の例を取り上げていて、避難所に行ったときの女性の待遇みたいなことが書いてありました。そこでテントをつくったり、授乳したり、着替えのプライバシーのところが大変詳しく具体的にあったものですから、それをまず去年の予算の中で取り入れたと。

また、引き続き自主防災組織の必要性を説いたということで、この中で具体的なことがあるので、ことしから防災組織の見直しを毎年やりますけれども、その中でも具体的な形で女性のプライバシー、ドメスティック・バイオレンスみたいなのもありましたので、その辺を計画の中に取り入れていきたいと。

確かに共助の意味合いを皆さんに知っていただくためには、毎年、毎月見てわかるんで

すけれども、広報とねには防災の必要性は毎年掲載しているんですけれども、それがなかなか皆さんに届かないとなれば、パンフレットをつくったり、再度区長にいろいろお願いして活動していきたいと。

また、女性リーダーが消防士にいますので、その方に積極的に地域に入っていただいてリーダーシップをとっていただきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） やはりこの自主防災組織を組織化し活性化していくには、リーダーである長の方の意識が大変重要になってくるのではないかと思います。また、町としても広報とねに防災掲示板という形で、ここずっと自助・共助・公助から、また身近な問題から全体的なことに至るまで、いろいろな角度から掲載をすご尽力をいただいているのは、大変よく認識をしております。

ただ、本当に大事なことは、町民の方の生活に根差した現実有事の際、ここ地震などもふえてきていたり、また突風などの被害もあるこの現実の中で、生活に根差した足元でしっかりと有事の際に協力し合える体制の構築のために、さらなるご尽力をお願いいたしまして次の質問に移らせていただきます。

それでは6番目の公共施設の高齢者に対する施設整備についてお尋ねします。

町として公共施設に高齢者の方にも気軽に足を運んでいただけるよう、段差の解消や手すりの設置など、ご尽力いただいていることは認識しています。その一方、トイレリフォームや庁舎内の内宿に面した階段の手すりの設置など、施設整備の必要性が感じられるところもあるように思います。

関連し、公共施設トイレにおむつの交換台やベビーチェア、オストメイト対応型などの設置も含め、今後の施設整備に対する町の対応をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

公共施設の高齢者に対する施設整備についての今後の対応についてでございますが、公共施設に高齢者が安心して来所できますよう、施設内の危険箇所を点検し、段差の解消や手すりの設置、高齢者向けトイレリフォームを行うなどの施設整備に今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、具体的に何か所かお尋ねしたいと思います。

町民の皆様から、トイレが狭いので少し広くしてほしいなどの声が聞こえてくる施設もあるかと思うんですけれども、このおむつの交換台、それから、トイレ用のベビーチェアの対応も含めて、公民館、生涯学習センターをお尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 坂田生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂田重雄君） それではお答え申し上げます。

生涯学習課の関連性としましては、公民館、生涯学習センター、図書館、柳田國男記念公苑及び資料館等がございます。

議員ご指摘のとおり、公民館につきましてはエレベーターが設置されていないという状況でありますけれども、以前はエレベーターの設置につきましても検討をしましたが、構造上の問題で設置ができない状況であります。しかし、高齢者の対策としまして、階段等に手すりを増設しまして、安全対策に努めております。

また、生涯学習センターでは、女子トイレのスペースが狭いというご指摘が前からありまして、何とかそのスペースを広げられないかということで検討しておりまして、現在、検討している状況でございます。

また、その他の施設につきましても、来館者が安全に安心して快適に使用できる施設となるよう、最大限の努力をしたいと考えております。

それから、ベビーチェアとおむつ交換台につきましては、生涯学習課関連施設ではトイレのベビーチェアとおむつの交換台ということは設置はしておりません。ただ図書館につきましては、2階のトイレにベビーチェアを設置しております。1階のトイレ脇にベビーベッドを備え付けまして、一応オープンな形ですけれども、おむつ交換もできる体制にはなっております。

そのほか、公民館、生涯学習センター、柳田國男記念公苑、コミュニティセンターについては、こうした設備はついておりません。

トイレの構造上、狭くてつけられないこともあるんですけれども、今後トイレの改修等予定している施設もありますので、こうした設備をつけられるかどうか検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） このトイレを広げるというのは構造上大変難しい課題とかもあると思うのですけれども、今、狭いという声が町民の方から届いているところに関しては、検討してくださるというお答えをいただきましたので、ここでちょっとトイレのベビーチェアについてお尋ねしたいと思います。

今回の決算のときに、保健福祉センターにトイレのベビーチェアをつけたという内容のものがありましたので、この後づけというのは現場の課題があるのではないかと思いますので、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） 昨年度、保健福祉センターにおきましてベビーチェアを設置したところがございますけれども、今、課題もあるのではないかとのお話でしたけれども、保健福祉センターでは障害者用のトイレに設置をしました。当初女子トイレということで検討をしましたが、既に一つ一つの個室になっている構造上、ベビーチェアはスペースの問題で難しいということで、そのようにしたんですけれども、結

果的に保健福祉センターでも乳幼児の健診を初め、小さい子供を連れた保護者の方がおいでになりますが、必ずしもお母さんが連れてくるということではないこともありますので、逆に障害者トイレにつけたということで、それも一つの方法かなと今は考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 現場の状況がよく見えてありがとうございました。

もう1点お尋ねします。

先ほど質問の中で申し上げました庁舎外の内宿に面した階段の手すりの設置、これに対しての結構ご要望の声がかかっているんですけども、これに対してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。担当課長、よろしくをお願いします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 玄関前の銀行のATMの脇の外階段、前の階段には手すりがついておりますけれども、外階段には手すりがないということですので、設置を検討していきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは全体的に検討していただけるということで、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきます。

7番目の質問になります。推進プランの中で特別支援学校在学中の子供たちに、放課後や夏休み等の居場所を提供するとともに、生活能力向上のための訓練の実施を授業内容に取り上げられています。現在、子供たちの居場所をどのように提供され、訓練などはどのように実施されているのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

学校在学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の居場所をどのように提供され、生活能力向上のための訓練等はどのように実施しているのかとのお質問にお答えをいたします。

障害児に対する居場所の提供についてですが、放課後等デイサービスや日中一時支援の事業により対応をしております。

放課後等デイサービスとは障害児を対象とした学童保育で、平日の学校の授業の終了後や学校の休業日、長期休暇中等に障害のある児童に居場所の提供のほか、療育指導を行うサービスのことです。当町では、現在、6人の児童が5事業所でサービスを利用しております。

また、日中一時支援とは、市町村が地域生活支援事業の中の一つとして実施している事業で、障害者や障害児に対して、日中における活動の場を確保し、障害者等の家族に対する就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として行っている事業でございます。

放課後等デイサービスは事業所により運営時間が異なるため、就労やさまざまな事情により、より長い預かり時間を必要とする家庭に配慮し、利根町では放課後等デイサービスの営業終了後に、さらに延長利用を希望する方については、日中一時支援も利用できることとし、それぞれの家族の実情に即した居場所の提供に努力をしているところでございます。

また、生活能力向上のための訓練等はどのようなものが実施されているのかというご質問でございますが、屋外では買い物指導等、屋内では形合わせなどの遊具を使用して指先を使ったりする運動や、お子さんによってはドリルなどの学習指導、おやつ等を通しての食事指導を行い、また、屋内外でのルールのある遊びを通して、上手な友達づきあいの方法や集団生活のルールを楽しく学ぶといった内容でございます。

このような訓練をお子さんの年齢や障害の程度、そしてその日の状態に応じ、一人一人に即して行っており、生活能力の向上のための支援をしております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 現場、大変よく理解できました。そこで一つお尋ねしたいと思います。

今お答えいただいたのは、取り組んでいる内容のことだと思うのですが、この子供たちの居場所がどこにあるのかということをお尋ねしたいと思います。

保護者の方からは、町内に子供たちの居場所が欲しいとの声が聞かれます。特に共働き家庭の親御さんたちからの要望を強く感じています。町としては町内における子供たちの居場所づくりに対するお考えをお伺いしたいと思います。

担当課長、よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それではご質問にお答えいたします。

利根町では条例をつくりまして、地域支援事業ということで11事業所を指定しております。町内の事業者も一つあるんですが、そのほかは町外になっている状況でございます。

今後の障害のある児童の居場所づくりに関しましては、既存の資源の有効活用と新たな社会資源の創出の二つの方向から福祉の増進を図りたいと考えております。

現在、利根町には障害児のためのサービスを行う事業所は一つ入っているんですが、現時点で中止したと、その職員の人員不足という状況がございまして、そこで利用していた児童たちを、その事業所が中心になりまして全部違う事業所に、龍ヶ崎市にある事業所ですが、引き継いでくださったという実情がございます。

その引き受けてくれた事業者では、今までより以上のサービスができるようになったわけですが、自宅までの送迎を実際やってくれております。また、より長い時間の預かりサービスも実施して下さっているということで、町内にはございませんけれども、働きながら障害のあるお子さんの養育をされている保護者の方のニーズに、十分応えてくださ

っているということでございます。保護者の方からも好評の声を多く伺っております。

また、今年度7月より社会福祉協議会で計画相談支援事業所が新規に立ち上げられました。障害のあるお子さんと、そのご家族のそれぞれのニーズをかなえるための相談業務が早速行われている状況でございます。

社会福祉協議会に先駆けてですけれども、先ほどの事業者のほうでは、制度開始当時から一生懸命やっただいて、相談支援事業につきましては現在もやっているわけですが、地元の事業所ということもあり、これまでも多くの場面で町の実情を加味した柔軟な対応をとっていただきました。町長が日中の子供の預かりについてお願いしたところ、快く引き受けていただいたという経緯もございます。そういうことで、障害福祉の推進にご尽力をいただいている状況でございます。

そういった利根町の障害福祉の推進にご協力いただいている町内外の事業所、障害児相談支援事業所との連携を日ごろから密に行うことで、障害の特性の理解や各事業所の性格の把握に努めまして、申請者のそれぞれの求める条件に寄り添ったサービスの提供につなげていきたいと考えております。

また、新たな社会資源の創出についてでございますが、今後町内で新規事業所の立ち上げとかあった場合に、既存の障害者支援施設、高齢者福祉施設等が障害児を対象とした新規事業を立ち上げるようなときがありましたら、積極的に働きかけまして、日ごろの業務の中で吸い上げた住民の方のニーズを多く発信することで、利根町の障害のある児童や、その家族の方に多くの選択肢を提供できるよう努めてまいりたいということでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） お心がけいただけますよう、よろしく願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

子育て支援情報の一元化についてお聞きいたします。

町公式ホームページ、「こんな時・こんな手続き」欄の子育てや「新・子育て支援」をクリックすると、各課が提供する子育て関係のサービスや関連する情報にリンクできるようになっています。また、先月からは、利根町社会福祉協議会「まごころサービス、保育サービス」にもリンクできるようになり、必要な情報を的確に入手できるよう改善にお取り組みいただいていると感じています。

そんな中、近ごろは子育て情報をわかりやすく提供する「ママフレ」を導入している自治体をたびたび目にします。「ママフレ」とは、妊娠、出産、子育てに関する行政サービスについてのウェブサイトと紙媒体のミックスメディアです。国が定めた全国共通の行政サービスと自治体独自の制度の双方を取り込めるメニュー体系となっているため、情報の網羅性、探しやすさ、わかりやすさを実現しています。さらに企業との提携広告を活用した官民連携事業で自治体の負担を軽減しています。

これまでは企業の思惑もあり、人口や出生数が高い市や区が導入対象とされてきました

が、最近ではスマートフォンアプリと兼用し、町村もその対象とされていると聞いています。ママフレ導入も含め、今後の子育て支援情報の一元化に対する町のお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 最初に、子育て支援情報の一元化につきましては、現在、利根町ホームページをリニューアルするための準備作業を行っており、全体的な見直しを行っていく中で、子育て支援情報の一元化に努めていきたいと考えております。

年内には新しいホームページにしたいと考えておりますが、関係各課との調整を行いながら、子育て支援情報の一元化に向けた検討を行い、利用者にとって、できる限り、探しやすい、わかりやすい情報提供に努めていきたいと考えております。

また、子育て支援情報サイトのママフレにつきましては、子育てに関する情報の探しやすい、わかりやすさといった点で、利用者の利便性を深く追求重視した情報サイトで、全国でも幾つかの市や町で使用され、広がりを見せていると伺っております。

この情報サイトですが、官民の協働事業で実施されて、サイトの管理運営は民間事業者となり、主に広告主のバナー広告掲載料や自治体からの収入となりますが、スマートフォン対応のママフレアプリの使用料で管理運営がされているようでございます。

このママフレの導入には、特にスマートフォン対応のママフレアプリの使用料など、新たな経費も必要となり、サイト導入手続や管理運営方法の確認、さらには掲載内容の充実に伴う新規ページ作成など関係課と民間事業者間での調整が必要となります。

先ほども申し上げましたが、現在、町ではホームページをリニューアル、再構築しようとして準備作業を行っております。その中で独自に情報一元化への対応に努めているところでございますが、今後の作業スケジュールや子育て支援の関係課との内部調整、また年内に向けたリニューアルとの時期的な兼ね合いなどもございます。

こうしたことで、ママフレの導入の件につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 町のホームページが近いうちにリニューアルされるということで、この中に子育て情報の一元化も含め大変楽しみにしていきたいと思っております。どうか町長、頭の隅にママフレも置いていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、9番目の質問をさせていただきます。

親子に優しい公共施設の整備についてお聞きいたします。ここでは赤ちゃんの駅設置と移動式赤ちゃんの駅導入についてのお考えをお聞きしたいと思います。

赤ちゃんの駅とは、誰でも自由におむつがえや授乳ができるスペースの愛称です。移動式赤ちゃんの駅とは、貸し出し用の移動式授乳用テントの愛称です。高さ約2.5メートル、中の広さは約畳み2畳分、そして四方幕つきテントです。その中に折り畳み式のおむつ交

換台、椅子、机の4点セットになっています。イベントが開かれた際に、乳幼児を持つ親子に気楽に安心して参加してもらうのが狙いです。

赤ちゃんの駅設置と移動式赤ちゃんの駅導入に対する町のお考えをお伺いいたします。

それでは、10番目の質問も継続してやらせていただいでよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） どうぞ。

○6番（船川京子君） 最後の質問もさせていただきます。

利根町男女共同参画推進条例制定に対する町のお考えをお尋ねしたいと思います。

推進プランの中では、条例制定に向けた調査研究を行うことを明記されています。この数年間、担当課の皆様におかれましては、丁寧でありながら迅速に町民の皆様に向ける男女共同参画社会に向けての情報発信をしていただきました。その広報、啓発の効果は、時とともに確実に理解の輪となって広がっていると感じています。利根町男女共同参画推進条例制定に向け、具体的にどのような調査研究が行われるのか、また、現時点では条例化についてはどのような……。

○議長（井原正光君） 船川議員に申し上げます。質問の時間が終わりました。

これまでの質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

赤ちゃんの駅設置と移動式赤ちゃんの駅導入に対する町の考え方についてでございますが、赤ちゃんの駅とは、乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境づくりを進めるとともに、社会全体で子育て家庭を支えるため、授乳やおむつがえができる公共施設や民間施設を登録し、広く周知するものでございます。

現在、当町におきましては役場庁舎内議会棟1階の女性用トイレに、おむつがえシートを設置し、また、図書館・保健福祉センターには共用スペースにベビーベッドを設置しております。

また、授乳ができる専用スペースにつきましては、今のところ、いずれの公共施設にも設置しておりません。

今後は男女が安心して乳幼児とともに外出できる環境を整える必要があると考え、まずは役場庁舎からおむつがえや授乳等を行える共用スペースを設け、子育て家庭に優しい施設へと改修する予定であります。また、その他の公共施設におきましても、整備を検討していきたいと考えております。

また、移動式赤ちゃんの駅については、テントと折り畳み式おむつ交換台等を屋外での行事の際に設置し、授乳やおむつがえができる環境を整えるものです。町のイベントはもちろんのこと、自治会や団体等に貸し出すことで、屋外での地域行事の際にも気兼ねなく親子で参加できるという利点もございます。

移動式赤ちゃんの駅につきましては、今後、子育て支援の充実を図るためにも、環境を

整える必要がありますので、福祉機器等の貸し出し実績のある利根町社会福祉協議会とも協議の上、導入の検討をしております。

利根町男女共同参画推進条例制定に向けてどのような調査研究を行うのかというご質問でございますが、茨城県内では平成26年4月1日現在、25市町で男女共同参画関連の条例が制定されております。

今後は、こちらを参考にしながら、また、男女共同参画社会基本法や茨城県の条例を鑑みまして、当町に合った条例の制定に向けて調査研究を進める予定でございます。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日9月8日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時13分散会